

2021年6月7日
株式会社ヤマダホールディングス

電話リレーサービス料のご負担について

株式会社ヤマダホールディングスは、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(以下 電話リレー法)に定められた電話リレーサービス制度(注1)の開始に伴い、WiMAXサービスで当社と直接ご契約されているお客さまに対し、2021年7月ご利用分(2021年8月ご請求分)から、ご利用の契約数に応じて「電話リレーサービス料」のご負担をお願いすることとなりました。

電話リレーサービスは、手話通訳者などがオペレータとして聴覚や発話に障がいのある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発話に障がいのある方と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介するサービスです。

電話リレーサービス支援機関(注2)からの負担金や交付金に関する認可申請について、総務省が認可したことを受け、株式会社ヤマダホールディングスは、「電話リレーサービス料」として電話リレーサービス支援機関が公表した1番号当たりの番号単価(注3)をお客さまにご負担いただき、負担金全額を電話リレーサービス支援機関に支払います。

なお、電話リレー法により、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが「電話リレーサービス提供機関」として指定され、サービス提供を開始する予定です。

■2021年度に適用される番号単価

	2021年4月～6月	2021年7月～2022年1月	2022年2月～3月
電話リレーサービス料	—	1円/月 (税込1.1円/月)	0円/月 (税込0.0円/月)

※2022年度に適用される番号単価は、2022年2月頃に再度見直される予定です。

※当社のWiMAXサービスに対応した料金プランが「電話リレーサービス料」対象サービスとなります。

お客さま各位におかれましては、電話リレーサービス制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

YAMADA air mobile WiMAX お客様サポートセンター
0120-810-666 (フリーダイヤル)
(携帯・PHSからもご利用いただけます)
受付時間：10:00～19:00

- (注1) 電話リレーサービスの提供を確保するため、電話リレーサービスを提供する電話リレーサービス提供機関に交付する交付金を、電話会社全体で応分に負担する仕組みです。
- (注2) 電話リレーサービス制度の負担金の徴収・交付金の交付等に携わることを目的として設立された機関です。総務大臣から「電話リレーサービス支援機関」として「一般社団法人 電気通信事業者協会」が指定されています。
- (注3) 電話リレーサービス支援機関が公表している番号単価です。2021年度の負担対象の電気通信番号の総数の予測値をベースに算定されたものです。

以上